

## 清水町小規模事業者感染症予防対策事業給付金交付要綱

### (給付の目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症予防等の対策を行う小規模事業者に対して給付金を交付することにより、事業の生産性向上及び持続的発展を図ることを目的とする。

### (給付対象者)

第2条 給付対象者は、町内に独立した事業所（店舗）を有し、町内で事業を営み、引き続き事業を継続していく意思がある者であり、かつ令和元年度以前の町税等に滞納がなく、次の各号いずれかに該当する者とする。ただし清水町暴力団排除条例（平成24年清水町条例第23号）第2条第1号、第2号又は第3号に該当しない者とする。

- (1) 国の小規模事業者持続化補助金（一般型）及び（コロナ対応型 類型A・類型B又はC）の交付決定を受けている小規模事業者（単独又は複数の事業者。以下同じ。）のうち、新型コロナウイルス感染症予防等対策の取り組みを行う事業者
- (2) 国の小規模事業者持続化補助金の申請を行い、新型コロナウイルス感染症予防等対策の取り組みの内容が適切であると町が認めた事業者

### (給付対象事業)

第3条 給付対象事業は、給付対象者が前条の国の補助金の申請にあたり、清水町商工会と一体となって経営計画を策定し、その計画に沿って取り組む新型コロナウイルス感染症予防等対策を行う事業とする。

### (給付対象経費及び給付金額)

第4条 給付対象経費は、前条により行う必要経費のうち、別表で定める経費とする。

- 2 給付金額は、別表で定める給付対象経費の実支出額の合計に、同表で定める給付率を乗じて得た額とし、上限額は同表で定める額とする。
- 3 前項に規定する交付額に1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 4 消費税及び地方消費税相当額は、給付対象経費とすることができない。

### (給付金の交付申請)

第5条 給付対象者が町給付金の交付を受けようとする場合は、令和3年3月31日までに、清水町小規模事業者感染症予防対策事業給付金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

### (給付金交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、当該内容を審査し適当と認めたときは、清水町小規模事業者感染症予防対策事業給付金交付決定書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第7条 町長は、給付金の交付を受けた者が虚偽又は不正な方法によって交付を受けたと認めるときは、既に交付した給付金の全部又は一部について期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、交付の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表 (第4条関係)

給付対象経費	給付率	上限額
①機械装置等費 新型コロナウイルス飛沫感染防止シールド、空気清浄クリーナー、噴霧器等	一般型	250,000円
	3分の1	
②外注費 店内改装費(非対面)等	コロナ対応型 (類型A)	375,000円
	12分の3	
③設備処分費 ※新型コロナウイルス感染症予防対策を行うことによる売上の増加や販路開拓への取り組み	コロナ対応型 (類型B又はC)	333,333円
	4分の1	